

○ 鹿児島県障害者差別解消支援協議会によるあっせんに関する要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（平成26年鹿児島県条例第28号。以下「条例」という。）に基づき、鹿児島県障害者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）が行うあっせんに関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

（あっせんの開始）

第2条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、条例第21条第1項の規定に基づく知事の求めがあったときで、あっせんが対象事案の解決に資すると認められる場合は、当該対象事案を担当する部会を設置し、当該部会に属すべき委員3名及び当該委員の中から部会長となる委員を指名するものとする。

2 当該対象事案に関しては、当該部会の決議をもって協議会の決議とする。

3 部会は非公開とする。

（あっせんの不実施）

第3条 条例第21条第2項のあっせんが対象事案の解決に資すると認められない場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 障害を理由とする不利益な取扱いであるとされている行為が、次のいずれかに該当する場合

ア 行政庁の処分又は職務執行である場合

イ 裁判において係争中の事案又は判決により既に権利関係が確定している事案に関するものである場合（法令に基づき他の機関が行うあっせん、調停に関するものを含む。）

ウ 具体的な行為が存在しない場合（制度や政策に対する意見である場合）

(2) 求めるあっせんの内容が、次のいずれかに該当する場合

ア 違法な内容である場合

イ 明らかに実現不可能な内容である場合

ウ 障害を理由とする不利益な取扱いを行ったとされる者に対する損害賠償の請求が内容である場合

(3) 協議会が決議した事項に関する再申立てである場合

(4) その他、会長が、あっせんが対象事案の解決に資すると認められないと判断した場合

2 会長は、前項各号に掲げる場合はあっせんを行わないこととし、その旨及び理由を知事に報告するものとする。

(部会の任務)

第4条 部会は、対象事案当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、対象事案が解決されるよう努めるものとする。

(あっせんの期日等)

第5条 部会は、対象事案当事者間のあっせんをするために、あっせんの期日及び場所を定めて対象事案当事者に通知するものとする。

- 2 前項の規定によりあっせんの期日を指定された対象事案当事者は、部会の許可を得て、補佐人を伴って出席することができる。
- 3 前項の許可は、様式第1号による補佐人許可申請書により申請するものとする。
- 4 対象事案当事者は、あっせんの期日における意見の陳述等を他人に代理させる場合には、部会の許可を得なければならない。
- 5 前項の許可は、様式第2号による代理人許可申請書に、代理権授与の事実を証明する書面を添付して申請するものとする。

(あっせんの場所)

第6条 あっせんは、原則として鹿児島県庁舎において行う。

(あっせん案の提示)

第7条 部会は、対象事案当事者に対しいつでもあっせん案を提示することができる。

(あっせんの打ち切り)

第8条 部会は、次に掲げる場合は、紛争が解決する見込みがないものとしてあっせんに打ち切ることができる。

- (1) 障害を理由とする不利益な取扱いを行ったとされる者があっせんに応じない場合
 - (2) 対象事案当事者の主張の隔たりが大きく、妥協点を見出すことができない場合
 - (3) 対象事案当事者の一方又は双方があっせんの打ち切りを申し出た場合
 - (4) 対象事案当事者の一方又は双方があっせん案の受諾を拒んだ場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、部会が、あっせんによっては対象事案の解決の見込みがないと認めた場合
- 2 部会は、あっせんの打ち切りを決定したときは、その旨及び理由を会長に報告するものとする。
 - 3 会長は、前項の報告を受けたときは、速やかに知事にその内容を報告するものとする。
 - 4 会長は、あっせんの打ち切りの決定が第1項第4号の場合で、障害を理由とする不利益な取扱いを行った者が、正当な理由なくあっせん案の受諾を拒んだ場合であるときは、知事に対して条例第22条第1項に規定する勧告をすることを求めることができる。

(あっせん申立ての取下げ)

第9条 あっせんを申し立てた者は、いつでもその申立ての全部又は一部を取り下げることができる。

2 前項の申立ての取下げは、様式第3号によるあっせん申立取下書を知事に提出して行うものとする。

3 知事は、前項の取下書の提出があったときは、速やかに協議会及び障害を理由とする不利益な取扱いを行ったとされる者にその旨を通知するものとする。

(あっせんの終結事由)

第10条 あっせんは、次に掲げる事由により終結する。

(1) 対象事案当事者の双方があっせん案を受諾することで対象事案が解決したとき

(2) 対象事案当事者間で自主的に対象事案が解決したとき

(3) あっせんの申立てが取り下げられたとき

(会長への報告等)

第11条 部会は、あっせんの経過について適宜会長に報告するものとする。

2 部会は、あっせんが終わったときは、その旨を会長に報告するものとする。

3 会長は、前項の報告を受けたときは、速やかに知事にその内容を報告するものとする。

(協議会への報告)

第12条 部会長は、あっせんの経過及び結果について、直近に開催される協議会の会議において報告するものとする。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

年 月 日

部会長

殿

申請者 住所

氏名

印

連絡先（電話番号）

補佐人許可申請書

年 月 日を期日と指定されたあっせんについて、下記の補佐人を伴って出席したいので、許可されるよう申請します。

記

氏 名	住 所	申請者との関係

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

平成 年 月 日

部会長

殿

申請者 住所

氏名

印

連絡先（電話番号）

代理人許可申請書

平成 年 月 日を期日と指定されたあっせんについて、下記の者を代理人としたいので、許可されるよう代理権授与の事実を証明する書面を添えて申請します。

記

氏名	住所	職業

- 注1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 2 代理権授与の事実を証明する書面（委任状等）を添付してください。

平成 年 月 日

鹿児島県知事 殿

申立人 住所
氏名 印
連絡先（電話番号）

あっせん申立取下書

平成 年 月 日付けで提出しましたあっせん申立てを、次の理由により取り下げます。

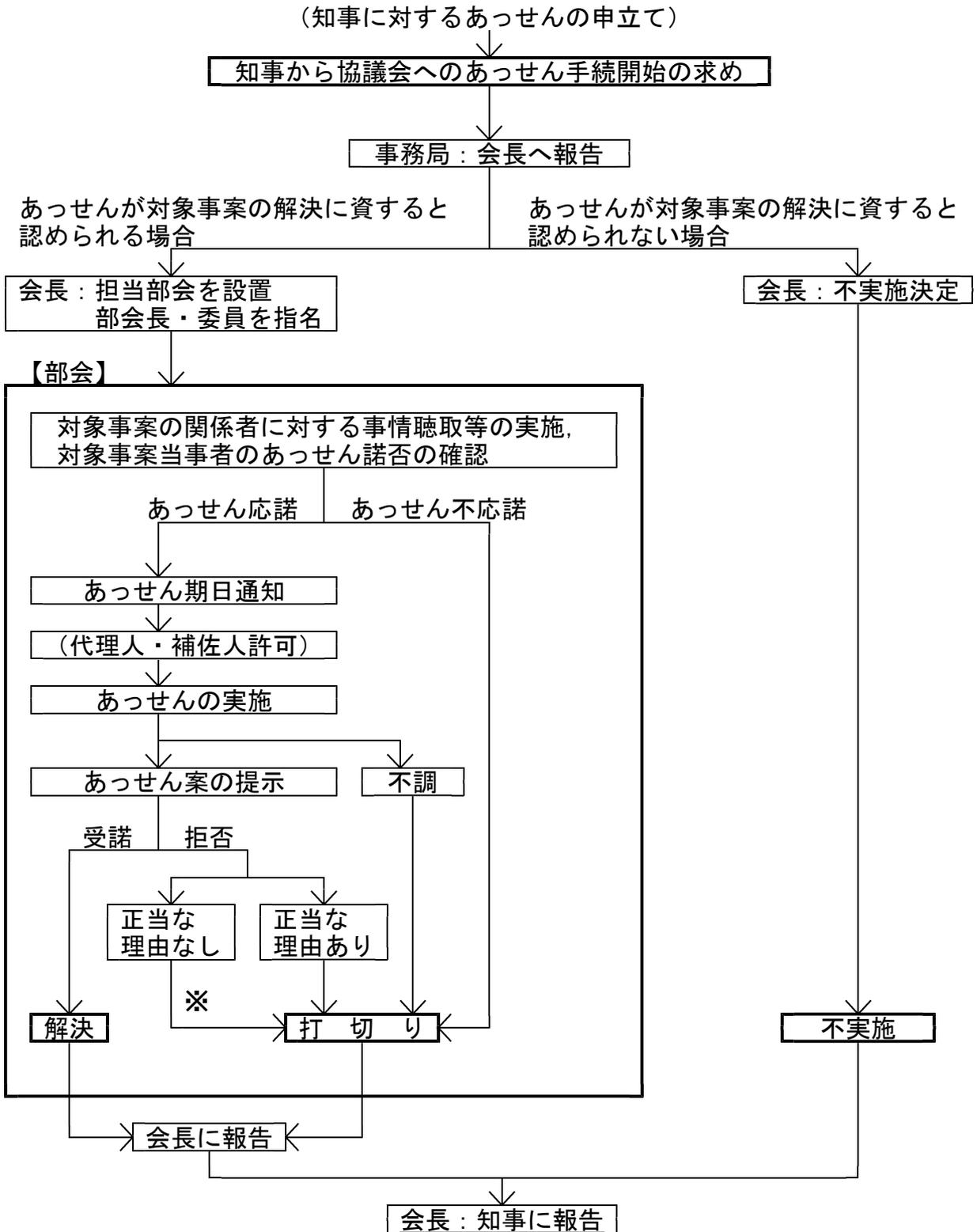
記

（理 由）

注1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

2 自主的に解決した場合は解決内容を、未解決のまま他の手段等に移行する場合にはその手段等を、簡潔に記載してください。

鹿児島県障害者差別解消支援協議会によるあっせんのフロー



※ 会長： 障害を理由とする不利益な取扱いを行った者が、正当な理由なくあつせん案を受諾しないためにあつせんを打ち切ったときは、知事に対して、障害を理由とする不利益な取扱いを解消する措置をとるように勧告することを求めることができる。

○ 鹿児島県障害者保健福祉大会表彰規程（改正案）

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉功労者に対する鹿児島県知事表彰要綱第7条の規定に基づき、障害者の自立更生、更生援護、社会参加促進及び差別解消推進に功績のあった者又は団体・グループの表彰（感謝状の授与を含む。第2条を除き、以下同じ。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（表彰の基準）

第2条 表彰の基準は別表第2から別表第4のとおりとする。

- 2 死亡して1年を経過していない者についても、表彰の対象とすることができる。
- 3 厚生労働大臣等から、この規程に定める表彰と同じ趣旨で表彰を受けたことのある同一人物等の同一行為については、表彰することができないものとする。

（感謝状の授与）

第3条 感謝状の授与は、前条以外の者で、障害者の保健・福祉の向上について、功績が顕著であって、かつ、特別の事情があると認められるものについて行うものとする。

（表彰候補者の推薦）

第4条 市町村長、障害者等団体の長、県地域振興局及び支庁の地域保健福祉課長並びに県保健所長は、前2条に該当する表彰候補者を知事に推薦することができる。

- 2 市町村長、障害者等団体の長、県地域振興局及び支庁の地域保健福祉課長並びに県保健所長は、前項による推薦に当たっては、それぞれの功績に応じた推薦調書（別紙様式1～様式9）1部を作成し、推薦が複数ある場合は、推薦順位を付すものとする。
- 3 市町村長は、推薦に当たっては、当該市町村の区域を所管する県地域振興局及び支庁の地域保健福祉課長を経由して推薦するものとする。
- 4 地域保健福祉課長は、前項による推薦が複数ある場合は、それぞれ推薦順位を付して知事に推薦するものとする。

（表彰審査委員会）

第5条 この規程による被表彰者及び感謝状の被授与者の選考のため、別表第1に定める職にある者を委員とする表彰審査委員会を置く。

- 2 表彰審査委員会は、前条の規定により、推薦のあった者、その他表彰にふさわしいと認められる者の中から、被表彰者及び感謝状の被授与者を決定するものとする。
- 3 審査委員会の審査は、出席委員数の過半数をもって決定する。
- 4 鹿児島県障害者保健福祉大会表彰審査委員会の事務局は、保健福祉部障害福祉課に置く。

（表彰の時期）

第6条 表彰は、毎年鹿児島県障害者保健福祉大会において行うものとする。ただし、特に必要があると認められるときは、この限りでない。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関して必要な事項は別に定めるものとする。

(別表第1)

鹿児島県障害者保健福祉大会
表彰審査委員会委員名簿

	職 名
委員長	保健福祉部長
委員	障害福祉課長
委員	鹿児島県社会福祉協議会事務局長
委員	鹿児島県身体障害者福祉協会事務局長
委員	鹿児島県手をつなぐ育成会事務局長
委員	鹿児島県精神保健福祉会連合会事務局長
委員	鹿児島県精神保健福祉協議会事務局長

(別表第2) 身体障害者及び知的障害者に関する表彰基準【略】
精神障害者に関する表彰基準【略】

(別表第3)

障害者社会参加促進功労者に関する表彰基準

障害者社会参加促進功労者	<p>障害者の社会参加の促進のため、率先して障害者対策（事業）を原則として10年以上継続して実施し、その功績が特に顕著で、かつ、地域の障害者保健福祉の向上に貢献していると認められる者又は団体で、次のいずれかに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none">① 福祉機器の研究開発事業② バス・タクシー等移動手段の支援事業③ 障害者への情報提供及び啓発活動事業④ その他障害者の社会参加に関する事業
--------------	---

(別表第4)

障害者差別解消推進功労者に関する表彰基準

障害者差別解消推進功労者	<p><u>次のいずれかの取組を行っている者又は団体で、障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったと認められるもの。</u></p> <ul style="list-style-type: none">① <u>障害のある人に対する理解が広まるような取組</u>② <u>障害のある人とない人が共に活動する取組</u>③ <u>障害のある人が安全かつ快適に利用できるような施設整備等の取組</u>
--------------	--

(様式6)

障害者差別解消推進功労者推薦調書

ふりがな				生	年	月	日
氏名				明治・大正	年	月	日(満歳)
				昭和・平成	年	月	日(満歳)
職業				その他	の職		
本籍地	都道府県(県名のみ記入)						
ふりがな							
現住所							
功績概要	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----						
表	市町村長表彰の有無	有(年月日)・無	受賞理由				
彰	団体長表彰の有無	有(年月日)・無	受賞理由				
歴	その他表彰の有無	有(年月日)・無	受賞理由				
表彰決定に必要な意見	----- ----- -----						
上記の者を表彰候補者として推薦します。 平成 年 月 日 推薦者 職名 氏名							
				印			
推薦調書作成機関				担当者氏名			推薦順位
県地域振興局等名				担当者氏名			推薦順位

(様式7)

障害者差別解消推進功労団体推薦調書

ふりがな				設 立 年 月 日 (設立後 年)
団 体 名				明治・大正 年 月 日 (年) 昭和・平成
代表者名			構 成 員 数	人
職 種			年間事業費	千円
ふりがな				
団体所在地				
功績概要	----- ----- ----- ----- ----- ----- -----			
表 彰 歴	市町村長表彰の有無	有 (年 月 日) ・ 無	受賞理由	
	団体長表彰の有無	有 (年 月 日) ・ 無	受賞理由	
	その他表彰の有無	有 (年 月 日) ・ 無	受賞理由	
表彰決定に必要な意見	----- ----- -----			
上記の者を表彰候補者として推薦します。 平成 年 月 日 推薦者 職 名 氏 名				
印				
推薦調書作成機関		担当者氏名		推薦順位
県地域振興局等名		担当者氏名		推薦順位